



伊丹市マスコット たみまる

2024(令和6)年4月15日 第1516号 毎月1・15日発行

広報

伊丹



この号の主な内容

- 2面 まちづくり出前講座受け付け開始
3面 令和6年度地方税制改正
4面 いたみ健康チャージポイント
5面 健康 6・7面 みんなの窓

人口 195,139(-1,217) 世帯数 83,875(+275)
2024年4月1日推計 ()は前年4月1日比
発行・伊丹市広報・シティプロモーション課

〒664-8503兵庫県伊丹市千僧1-1 Tel.072-783-1234(代表) ファクス072-784-8107(広報・シティプロモーション課) ホームページ https://www.city.itami.lg.jp

一人で悩まず
消費生活センターへ

年代別の相談内容

「消費者」とは、商品を購入したりサービスを利用したりする「消費」活動をする人で、全ての人は消費者であると言えます。同センターには、年代別に下表のような相談が多く寄せられました。

年代別の消費生活に関する相談内容(令和4年度)

Table with 7 columns: 20歳未満, 20歳代, 30歳代, 40歳代, 50歳代, 60歳代, 70歳以上. Rows include categories like インターネットゲーム, エステティックサービス, アダルト情報, etc.

20歳未満=インターネットゲーム 30歳代以上=化粧品などの定期購入関連 70歳以上=公的機関を騙り健康保険や医療費の還付などの電話があった—などの相談がありました。

消費生活相談

市内在住・在勤・在学者を対象に、暮らしの中の商品・サービスのトラブルや疑問など、消費者からの相談を専門の資格を持った相談員が受け付け、情報の提供や解決に向けての助言を行います。

相談は無料(通話料は自己負担)。

詳しくは、同センターホームページ(二次元コードから読み取り可)で確認してください。



相談ダイヤル Tel.775-1298

(平日午前9時~正午、午後1時~4時15分)



土日祝は、独立行政法人国民生活センターホットラインで電話相談ができます(年末年始除く)。消費者ホットラインTel.188

子育て情報誌を改訂

「いたみすくすくぶっく」「いたみすくすくマップ」



市教委は、就学前の子育てに必要な情報をまとめた情報誌「いたみすくすくぶっく」と市内の公園や遊び場をイラストで紹介する「いたみすくすくマップ」を改訂しました。

母子健康手帳交付時や就学前の子どもがいる世帯の転入時に配付し、市内就学前施設の在園児がいる世帯には、各園を通じて順次配付します。

その他、むっくむっくルームなどの地域子育て支援拠点施設や市役所2階の次世代育成課、各支所・分室で配付します。また、市ホームページ(二次元コードから読み取り可)で閲覧もできます。



閩市教委次世代育成課Tel.784-8167

5月は消費者月間です。市消費生活センターでは、商品やサービスの契約に関するトラブルや疑問などの相談受け付け、消費者被害の防止・予防のための啓発講座を開催しています。トラブルの事例や正しい知識を身に付け、被害に遭わないように心掛けましょう。問い合わせは、同センターTel.772-0261へ。



トラブルに遭わないために学ぼう

消費者が多くの情報やサービスなどから適切に選択・判断できる力を付けるため、暮らしに役立つ情報提供や講座を開催しています。希望に合わせた講座を開催できますので、詳しくは同センターに連絡してください。

消費者月間のテーマ「デジタル時代に求められる消費者力とは」に合わせて、講演会「スマホやネットに潜むキケン」を次の通り開催します。

【日時】5月11日(土)午後2時

【会場】伊丹商工プラザ

【内容】最新のネットトラブルについて学ぶ

【定員】30人

【参加料】無料

同センターへ。先着順。



令和6年度消費者月間ポスター

消費生活Q&A



増えています!

シニアのスマホトラブル

シニアの人からのスマートフォン(以下スマホ)に関する相談が年々増えています。スマホは便利な反面、使い方を理解していないと、トラブルに巻き込まれるリスクもあります。

- 【相談事例】操作が分からず携帯電話ショップに行ったら、安くならせと勧められ新しいスマホを契約したが、使いこなせなかった。ショップに問い合わせたら「ネットでしか対応できない契約だ」と言われた。元の契約に戻したい。
◆スマホで検索していたら「1回限り980円」という美容液の広告が表示され、注文して商品を受け取った。後日、同じ美容液が高額な請求書とともに届き、定期購入と気付いた。2回目以降を解約したい。「トラブルに遭わないために」
◆スマホを契約するとき通信料だけでなく契約内容の全体をしっかりと確認する。契約内容がよく分からない場合、すぐに契約せず、家族などに相談する。
◆契約後の相談窓口について、相談できる内容、有料か無料か、対面かネットのみかを必ず確認する。
◆通信販売を利用するとき通信販売はクーリング・オフ(無条件契約解除)はできない。面倒でも一気に画面を下に移動(スクロール)せず、販売サイトを隅々までじっくり読んでから注文する。
販売サイトの住所や連絡電話番号を必ず確認する。

必ず最終確認画面(消費者がその画面内にある申し込みボタンなどを押すことで契約の申し込みが完了する画面)をスクリーンショットなど画像で保存しておく。
IDやパスワードを設定した場合は、忘れないように記録しておく。
【「公民館スマホ相談室」の案内】ボランティアスタッフが、スマホの基本的な操作について相談に乗ります。分からないことがあれば、利用してみたいかがでしょうか。開催日程などは中央公民館(Tel.784・8000)へ。
消費生活や製品事故に関する相談は同センターへ。
その他相談事例は、市ホームページ(二次元コードから読み取り可)で確認してください。

